

奈良県選挙管理委員会告示第四十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項及び地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成三十年政令第三百三十六号）第一条の規定による平成三十一年四月七日執行予定の奈良県議会議員選挙における選挙時登録の登録基準日及び登録日は、次のとおりである。

平成三十一年二月一日

奈良県選挙管理委員会

委員長 中 川 清 孝

登録基準日 平成三十一年三月二十八日

ただし、平成三十一年四月七日現在で年齢満十八年に達する者を含む。

登録日 平成三十一年三月二十八日